

# 障害乳幼児の療育に

# 応益負担を持ち込ませない会

No. 37

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

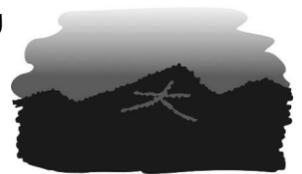
## 会報

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行:2017年8月2日

### 目次

- 1P … 金閣寺
- 2P … 児童発達支援ガイドラインと「我が事・丸ごと」とのつながり
- 3P … 「改訂保育所保育指針」の内容と課題
- 4P … 保育・療育の現状と私たちの運動の可能性
- 5P-7P … 各地からの報告
- 8P … 情勢学習会 in 名古屋案内  
図書紹介『育ちの根っこ』&『障害者問題研究』



### 金閣寺

7月9日曜日の日を使って開催した「情勢学習会」は、全国各地から参加いただき、たっぷりの時間で、頭いっぱい使って学習し、そして情報の交流をしました。午前は障害児支援のガイドラインについて、午後は保育所保育指針についてと白石代表からの課題提起。それぞれに意見交換をすることができて、あつという間の一日でした。詳細な内容は2ページから載せています。都合がつかず参加できなかったみなさん、今回のニュースを活用してください。

そして第2弾も計画しました。今度は名古屋で開催します。内容の詳細は追ってホームページなどでお知らせします。今から予定を開けておいてください。

障害児支援の療育がどんどん様変わりしてきています。そして地域格差も拡大しています。この大きな変化に、子どもやお母さんたちが巻き込まれないように、安心して子育てできる地域を創る仕事如山積みです。ご一緒に国や自治体に声を上げていきましょう。

事務局長 池添 素

# 児童発達支援ガイドラインと 「我が事・丸ごと」とのつながり

副代表・中村尚子(立正大学)



## 量的拡大で問われた質

放課後等デイサービスガイドラインについて、児童発達支援ガイドライン案がまとまりました(7月25日付でパブコメが公表されているが未発出)。2012年からの改正児童福祉法で障害児支援の新事業が増大し、内容面でも「多様化」。その質が問われる事態が広がり、ある程度の基準を示すことが求められてきました。また増大する公費を抑制するねらいもあり、検討会が発足しました。

検討会は、障害別の団体や特別支援学校関係者などとともに、通園施設や通園事業関係者で構成する全国児童発達支援協議会(CDS Japan)も構成員となり、療育について活発な議論が行われました(『みんなのねがい』7月号の「ユースナビ」参照)。

## 乳幼児の育ちと療育

検討会発足当初、障害児支援の在り方検討会報告(2014年)など政府の意向を受けて、児童発達支援の専門性を「後方支援」と位置づけ、個別指導に重点を置く「サポートサービス」が療育の一般的な姿であるという意見が出されていきました。しかし、回を重ねるごとに、子ども集団とあそびの重要性、児童発達支援の場に毎日通うことの子どもにとつての意義などが、関係者からつぎつぎと出された結果、ガイドラインの総則には、子どもとしての育ちに必要な考え方が盛り込まれ、現行の保育所保育指針と共通した表現が用いられています。また当初、強調されていた保育所等一般施策への「移行支援」も、当初案の独立項目から「発達支援」の一項目へと変更されました。発達

支援の内容の詳細をみると、障害ごとにパターン化したものであったり、PDCAサイクルが一人歩きしている感は免れません。

## 相談支援

現行制度の一番やっかいな部分と言ってよいのが相談支援です。私たちは、成人と同じような記述しかされていないことを批判してきました。今回初めて子どもの分野の相談支援専門員の専門性について言及しています。まだ十分な内容とはいえませんが、各地の相談専門員研修でもガイドラインに基づいて理解を深め検討していく必要があるといえそうです。

## 専門性を砕く

### 「我が事・丸ごと」

ガイドラインで良質の療育を築

いていこうとしている矢先、社会福祉全体の基盤を崩してしまう動きが進んでいます。先の国会で成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により実施できることとなった「共生型サービス」がそれです。「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、ともに支え合う社会をめざすときれいな言葉で宣伝されていますが、これによって、介護保険事業所が障害福祉サービスを提供することができるようになります。

成人対象の事業だけでなく障害児支援も「共生」の対象になっていきますので、高齢者の事業所が放課後等デイサービスや児童発達支援事業に参入しやすくなるのです。もともと人口の少ない地域で「特区」の指定ではじまった「共生型サービス」ですが、一度法律となった以上は、全国に拡大する可能性があります。

野放し拡大しないような規制が絶対に必要だといえます。



# 「改訂保育所保育指針」の内容と課題



副代表・近藤直子(NPOあいち障害者センター)

パフコメ2772件への  
回答はたったA4判1枚!

障害児支援に関して「とにかく一般施策で」というのが厚労省の一貫した主張ですが、一般施策の「内容」が2018年度に一斉に変更されます。一般施策のうち「保育所保育指針」は、厚生労働大臣の「告示」となり、「学習指導要領」と同じく「従うべき」基準になっていきます。

従来は「幼稚園教育要領」が変更された後に「保育所保育指針」が変わるといふ風でしたが、今回は一斉に変更されるということで国が重視していることの表れだと思います。「保育所保育指針」の変更には多くの方がパフコメを寄せましたが回答はたったの1枚。私は「幼稚園教育要領」にも、「認定こども園保育教育要領」にも、そして「特別支援学校幼稚部学習指導要領」にも意

見を出しましたが、意見数の少なかつた「認定こども園保育教育要領」の回答は27件の意見一つ一つへの回答が出され、「幼稚園部学習指導要領」には一部修正が成されました。そうやって考えると、「保育指針」の扱いはひどいものです。

## 新指針の問題点

「国旗・国歌に親しむ」ことがクローズアップされていますが、問題はそれだけではありません。「改訂保育所保育指針」の検討会が出されていた医療的ケア児への支援が、「告示案」から抜けていること等、検討会の「最終とりまとめ」が生かされていません。障害児への具体的な支援内容も抜けました。そして何よりも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が子どもたちの現状にそぐわないものとなっています。「きまり」という用語が各所に出て

きており「道徳」の教科化と運動した内容になっています。発達障害の子が苦手な「集団のきまり」が強調されているのですから、インクルーシブ保育には程遠くなるでしょう。3歳未満児にまで「保育園のきまり」の大切さに気づくことが求められるのですから。そして「自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う」ことが3歳未満児の健康の「ねらい」



になっっている等、発達無視も甚だしく腹立たしい限りです。しかし今後は、この「指針」「要領」に基づく養成教育を受けた新人が現場で働くようになるわけなので、保育士養成校の教員との共同や、自主研修が重要になります。5章に新たに「職位・職務内容による研修」が位置づいたため、研修のあり方も含めて、保育士養成校教員との共同が求められます。

## 大きな視野で息長い運動を

いずれにしても「家族の愛情に気づく」など「家庭教育支援法」につながるような記述も見られ、注意する必要があります。先般の「改正児童福祉法」2条「保護者第一の義務的責任」規定は、「家庭教育支援法」への布石でしょう。そういう意味では、1980年代に構想された自助・共助・公助という「社会保障制度改革」の一環として、また「モノ言わぬ一般国民の育成」という政府の教育政策の一環として把握しつつ、「子どもの発達権の保障」という大義の下で、障害児関係者と保育関係者がともに学び運動を進めることが重要だと考えています。

# 保育・療育の現状と 私たちの運動の可能性

代表・白石正久(龍谷大学)

障害者自立支援法施行から11年が経とうとしています。この法は時の政権の「謝罪」とともに、法律名としては消え去りましたが、子どもの問題が児童福祉法に位置づけ直されても、契約制度という骨格はそのまま残り、悪弊をもたらしめています。

市町村の役割を調整・斡旋に限定し、療育の実施の公的責任主体を喪失させました。そのもとで、自治体立の「療育」が民営化、事業団化、指定管理者制度下に置かれるようになりました。民間においては、営利法人の参入と拡大のなかで、「療育」の目的性がいつそう曖昧になり、かつ発達を保障することを目的とはしない取り組みが拡大しているともいえます。そのもとで、親・保護者の意識も、子どもの発達を保障することへの視野や観点を失い始めていないでしょうか。それは、良心的な実践者を苦しめています。

## 商取引としての療育に

契約制度は、「契約」「利用」提供「支払」收受「関与」するもの意識を、「療育の対価」としてのお金」という方向で縛り始めています。「クリスマスや節分」「散歩」の日の利用料を支払うことに疑問を呈する保護者もいると聞きました。負担割合が小さくても、あるいは「軽減」がなされても、貨幣的価値尺度のうえで対価が決定し、意識化されることにかわりはないのです。本来、療育は買い取るものではなく、ともに創るものであるべきです。

この情勢下で、私たちの要求運動に希望はないのでしょうか。事業所とそこで働く労働者、そして保護者は、さまざまな動機や目的意識を持ちつつも拡大の一途にあります。私は、このような拡大期こそ、保育や支援に誠実にかかわりたいと願

う人々を、日本社会に拡大していく大切なきっかけになると考えます。

## 歴史に学び、つながりを創る

そのためには、私たちの主体的な運動のあり方が問われます。それは、発達保障を目的意識とする地域療育の「つながり」を創る運動です。それは容易ではない息の長いとりにくみになるでしょう。地域において「つながり」を創る力は、働いている人々、保護者の子どもたちへの愛情であり、「よい仕事」「よい子育て」をしたいと願う正義と誠実さではないでしょうか。そのことへの信頼と確信をもって、多様な事業所・

保育機関ではありませんが積極的に働きかけ、発達保障の理念や実践との出会いが可能になるような「公」的品格のある懇談、学習と実践研究(研修)を組織しましょう。あるいは職場を超えて、職員同士

がつながる自由度のあるサークルや学習会も大切です。『みんなのねがい』の読者会も現に広がっています。

そのなかで、私たちの要求を妨げる政治や行政のあり方、それを改めようとしてきた運動の歴史について学びたいと思います。私たちの息の長い主体的な運動によって、歴史は基本的には権利保障の方向で前進してきたのです。自分の実践や子育ての困難、職場の行き詰まりは、個人の責任に還元されるものではないこと、子どもの発達や障害、職場のあり方、社会の仕組みは、人間の意志と連帯によって変革可能であることを、特に若い職員とともに学びたいと思います。



# フロア発言〜各地からの報告



## ◇公的責任を後退させない

### 〜広島市から

広島市の3療育センターは、ずいぶん前に社会福祉事業団に委託され、指定管理者制度の管理運営のもとで療育を行っています。3療育センターに関しては、4年ごとに指定管理者を公募にするか非公募にするかを確認しています。社会福祉事業団は、成人の施設と子どもの療育センター3つを運営しています。療育は医療もあり、たくさんのスタッフを抱えているので、「これだけの専門性を確保することは、他のところでは難しい」「全国的にも質の高い療育をしている」ということを広島市にも認められ、今回も次の4年間の非公募を議会で回答してもらいました。一方、事業団職員にとっては、専門的なことをしているにも関わらず、不安定な状況にあり心もとないこともあり、お母さんたちが支えてくださっているというも思っています。

3療育センターが事業団委託になった時に、保護者が自分たちのねがいを市に求めていく「教育療育を充実させる会」をつくってから今年で

20年ほどが経ちました。ずっと先輩のお母さんたちとつながりながら、学校のことも含めて市に要望を出していますが、「教育療育を充実させる会」だけではなく、広島市全体の子どもの施策をまとめて「子どもを守る実行委員会」というところで、ねがいを集約して伝えていくこともずっとされています。

また、療育センターの市からの派遣職員が退職する際、今までは同じく市からの派遣職員を補充していましたが、このたび事業団職員に切り替えるということをしてくるようになりまし。これからたくさん市の先輩保育士が退職していく時期になります。広島市の公立保育園は88か園あります。広島市が責任をもって広島に住む子どもたちの保育療育をすることが大事なのではないかと、そのなかで公立保育園との人事交流をしていくことが大事な柱としてあるのではないかと。私たちは療育センターの支部で活動していますが、今回は保育園支部と連携し、療育センターに派遣されている職員が退職した時にもちゃんと公立の保育園の職員

で補い、人事交流をしていくという要求をあげていきました。

事業団委託にした時に、広島市の障害福祉部門を事業団の一番トップに残してきたという運動の取り組みもありました。きちっと行政機関としてつながりをつくってきた経緯があります。これからもそうだったところが揺らがないように運動をしていきたいと思っています。

## ◇学齢児がみえない！静岡から

東遠学園は複数自治体による組合で、幼児の通園から入所、生活支援を運営しています。私も、公立で児童発達支援センターを二か所もっています。そこ以外に児童発達支援事業所がないので、今のところ「こたごた」せずできているかなと思います。

また、自立支援協議会の子ども部会のなかで、乳幼児の組織と学齢期の組織に分かれて連携の機能をつくりつつあります。気になっているのは、幼児期は私どものところだけなのですが、学齢期は全国と同じで「めちやくちや」です。放課後等デイサービスに株式会社半分以上入っています。すべての事業所に自立支援協議会の子ども部会へ原則加入していたら情報交換を進めてきました。

乳幼児期までは、児童発達支援センターでつながりができた親御さんたちでいるんなグループもでき、仲間づくりが進んでいきます。しかし、放課後等デイサービスが当たり前にできたことで、親御さんたちのそれまでであったいろんな仲間がばらけてきています。今の課題は、学齢期になってからの親御さんたちのつながりや、特別支援学校や特別支援学級に行つた子どもたちの経過を追っていけないことです。そこを放課後等デイサービスも含めて、あるいは特別支援学校との連携のなかでもう少し強化していかないといけないと思っています。

## ◇療育は商品じゃない！福山から

広島県東部には公立の施設がないので、民間で力をあわせて一緒にやりますよと、幼通園協(広島県東部幼児通園療育機関協議会)が24年前につくられました。また、福山市の自立支援協議会の発達支援部会のなかで、どんどんできる児童発達支援が「お互いにつながるよ」と、一年半前に新しいNPO法人や株式会社社に声をかけて協議会をつくっています。今年の11月11日12日に全通連大会を福山で行うということで、幼通園協や福山市児発連のみなさんと一緒に実行委員会をつくって取り組んでいます。一方で、職場のなかに目を向けま



全国的に保育士不足だと思うのですが、うちもなかなか人が来ません。背に腹は替えられず、細切れでアルバイトを雇っていくとなると、愛着や信頼関係の形成に課題がある子どもたちにあつて、担任がころころと代わるという状況になってしまっているのも悲しい状況だと思っています。

堺市では、公立の保育園を今年からすべて認定こども園にしました。保育所の定員を変えずに、1号認定1、2名定員枠をつくって...ということですが認定こども園に変えるというやり方が堺の現状です。今日の話のなかで、労働条件も含めて運動を続けていくことが大切だということを思いました。

◇療育の大切さを親から親へ  
〜寝屋川から

あかつきひばり園も今から4年前に公設公営から指定管理者制度に移行しました。指定管理が決まった時、療育は公的なところがしっかり保障してほしいと、お母さんたちが議員巡りなどもしました。「寝屋川市の5歳児のなかで障害もっている子が一番お金がかつてんねんで」とひどい言葉をあびせかけられながらも、やつぱり子どもたちのために、とお母さんたちががんばつて動いた経過があります。子どもたちが生き生き、のびのびと育っていく姿、自分たちも話せるお母さん集団に

巡り合えるという集団療育のよさを感じてくれたその時のお母さんたちが、「これは寝屋川に生まれて障害をもった子どもたちにすごく大事なことで、保護者会のOB会を組織しました。毎年、先輩のお母さんたちがあかつきひばり園を出て保育所幼稚園に行つたお母さんたちにも声をかけられて、活動しておられます。また、保護者と療育に関わる職員が交流できる場として、年1回、卒園したお母さんたちに体験談を話してもらっています。細々ですが、そういうことを続けながら、寝屋川市に生まれたい子どもたちにとって、家族にたつたという取り組みを一緒に考えていきたいと思います。」



いと思っています。

◇子育て力のサポートは誰が保障する？〜障害児の入所施設から

いろいろな制度が変わつていく中で、入所施設はほとんど変化がありません。入所施設に入ると、だんだん心が固くなつていきます。障害をもっていただけでも生きていくことが大変なのに、身寄りがいない、将来の見込みが見えてこない、なおかつ人格まで傷ついてしまった時、どうやって社会に出ていくのかという大変さがあります。一つ気になつていくのが、子育て力をどうサポートしていくのかということとです。行き着くところがなければ入所施設に子どもたちは来ます。そこで待っているのはそういう大変な生活。だけれども、もし親許で、今日よりちょっとだけでも困難が楽になつて生活できたらどうだろう、そこへのサポートがどれだけ保障されているのかということはどこにも書かれていません。そこを行政が主体的にやるのかというところがはつきりしない。みなさんの力を借りながら、いろんなストロークで訴えていきたいと思っています。

◇療育ともつながって  
〜保育園(京都)から

各地の話聞いて、制度が改善されることでそのしわ寄せが、全部子ども

に来ていたのだと思いました。保育の現場も、日額制がちらついているということとで、私たちも療育の方ともつながつて運動していかないとけないと思ひました。

◇保護者のねがいを、  
保育療育をよくする会(京都)から

今まで、保護者と療育関係者と一緒に運動してきましたが、最近保護者の方の声を聞かせてもらつたり、一緒に活動することが難しくなつていきます。そのなかで、少しでもお母さんたちの声を...と思ひ、保育園や療育施設の保護者にアンケートを配つて、今困つていること、悩んでいることに答えてもらい、その内容を京都市との交渉にもつていき、訴えています。

回答のなかでは、療育につながりたいけどつながらない、という声が一番多かつたです。療育を受けるための発達検査を受けるのに何か月も待たなくてはけない。待たされている間がすごく不安だ。日払い制度では、登録児を増やしておかないと休まれたら困るので、4月にはどの施設もいっぱいになつてしまっています。年度途中で療育に通いにくくなつていきます。もっと療育施設が必要なんだ、待たないで療育を受けられるシステムが必要なんだ、ということをもみんなとつながりながら訴えていかないとけないと思ひています。



障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会 情勢学習会

# 「障害乳幼児施策をめぐって～保育・療育の現状と課題」

児童発達支援のガイドラインが策定され、障害児支援の方向性も新しい段階に入りました。子どもの育ちや子育てを支えていく大切な「療育」を守り、一層充実させていく方向性を考えていく必要があります。さらに保育分野との共同の取り組みも大切です。今年度2回目の情勢学習会は名古屋で開催します。

情勢を共有し、全国各地で障害乳幼児と保護者を支える運動の課題を共に考えたいと思います。お忙しいと思いますが、お誘いあわせの上ご参加をお待ちしています。

- 日時** 2018年2月11日(日) 13時30分から16時30分
- 場所** 愛知県産業労働センター「ウインクあいち」12階 1204会議室
- 内容** 保育情勢と障害児支援をめぐる現状と課題
  - \* 基調報告 白石正久さん(持ち込ませない会代表)
  - \* 保育分野からの報告
  - \* 障害児支援分野からの報告
  - \* 保育士や幼稚園教諭養成のカリキュラムについて
  - \* 内容の詳細については現在検討中



参加費無料

- ・参加申し込み必要なし



主催 障害乳幼児の療育に応益負担をもちこませない会

問い合わせ：事務局 池添素(事務局長)

rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp



## 育ちの根っこ 子育て・療育・つながる支援

本体 1,200円+税



- 1章 子育て 療育 つながる支援 / 池添 素
- 2章 根っこを育む
  - 1 保護者の手記 広がる真愛の世界 / 大段 智子
  - 2 療育実践 自然や集団、文化を大切に / 佐々木 里美
  - 3 広島の療育 育ちの根っこ / 栗栖 小枝子
- 3章 根っこの伸びる土をたがやす / 塩見 陽子
- 4章 根っこを支える / 藤林 清仁

全障研出版部

Tel:03-5285-2601 Fax:03-5285-2603

Email:info@nginet.or.jp

## 障害者問題研究

VOL. 45 No. 1

### 自治体における 地域療育の課題

本体 2,500円+税

新たな法制度のもと、相談支援事業、児童発達支援事業などがスタートし、いま課題に直面する療育。地域の実態にあった療育システムをつくるには…

障害乳幼児福祉制度における自治体の役割と課題 ●井原 哲人/障害児通所支援の多様化と療育の今日的課題 ●大阪の実態から ●塩見 洋介/堺市にみる乳幼児健診からはじまる地域療育 ●篠原 純代【報告】子どもと親に寄り添う障害児相談支援事業 ●吉田 文子/保育現場への巡回相談の意義 ●芦澤 清音/自治体の乳幼児健診の今日的役割 ●別府 悦子・新村 津代子・北川 小有里/手つなぎで広がる奄美の地域療育 ●大山 周子/わが子と療育 ●福山・保護者